

姫路市プレミアム付き商品券
参加店舗 募集要項兼利用規約

1. 事業目的

物価高騰による市民生活への影響を緩和するとともに、市民生活のデジタル化と地域経済の活性化を図るため、デジタルのプレミアム付き商品券（デジタル商品券）を発行します。

名 称	姫路しらさぎ商品券		
発 行 元	姫路市		
発 行 形 式	デジタル商品券（QRコード決済システム）※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標		
発 行 総 数	計 55 万 セット		
	① 一般枠	35 万 セット	
	② シルバーデジタル応援枠	10 万 セット	
	③ 子育て応援枠	10 万 セット	
発 行 総 額	計 36 億 8,750 万円（プレミアム分 9 億 3,750 万円を含む）		
	① 一般枠	21 億 8,750 万円	
	② シルバーデジタル応援枠	7 億 5,000 万円	
	③ 子育て応援枠	7 億 5,000 万円	
販 売 単 位	1 セット 5,000 円で販売		
発 行 単 位	① 一般枠	1 セットあたり 6,250P	（プレミアム率 25%）
	② シルバーデジタル応援枠	1 セットあたり 7,500P	（プレミアム率 50%）
	③ 子育て応援枠	1 セットあたり 7,500P	（プレミアム率 50%）
申 込 期 間	令和 7 年 9 月 18 日（木）～ 令和 7 年 10 月 14 日（火）		
販 売 期 間	令和 7 年 10 月 29 日（水）～ 令和 7 年 11 月 21 日（金）		
利 用 期 間	令和 7 年 10 月 29 日（水）～ 令和 8 年 1 月 31 日（土）		
申込対象者	購入申込時点において姫路市内に住所を有する個人で以下のいずれかの条件を満たす者		
	① 一般枠		
	署名用電子証明書が設定された有効なマイナンバーカードを保有している者		
	② シルバーデジタル応援枠		
	①の申込者の要件を満たし、申込期間最終日（令和 7 年 10 月 14 日）現在で満 75 歳以上（昭和 25 年 10 月 15 日生まれ以前）である者		
	③ 子育て応援枠		
	①の申込者の要件を満たし、令和 7 年 4 月 1 日現在で満 18 歳未満（平成 19 年 4 月 2 日生まれ以降）の有効なマイナンバーカードを保有している子どものいる世帯の代表者		
申 込 上 限	1 人あたり 10 セットまで		
販 売 方 法	事前申込制による抽選販売		
参 加 店 舗	事前に申込み、登録された市内の店舗・事業所		

2. デジタル商品券について

- (1) デジタル商品券は参加店舗において利用期間内に限り利用可能とします。
- (2) デジタル商品券は物品の販売またはサービスの提供などの取引において利用可能とします。
- (3) デジタル商品券の第三者への売買、現金との交換は禁止とします。
- (4) デジタル商品券と現金との併用は可能です。
- (5) デジタル商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行元は責を負いません。
- (6) デジタル商品券の不正使用が疑われる場合は、法的措置をとる場合があります。

3. デジタル商品券の利用対象にならないもの

- (1) 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこ（紙巻きたばこ、加熱式たばこ）の購入
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
- (5) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に係る支払い
- (6) 現金との換金、金融機関への預入れ
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- (8) 特定の宗教及び政治団体と関わるもの
- (9) デジタル商品券の交換または売買
- (10) 医療保険や介護保険等の一部負担金（保険診療による処方箋が必要な医薬品を含む）
- (11) その他、公序良俗に反する取引等、当該商品券の発行趣旨にそぐわないもの

4. 参加資格

姫路市内に所在する店舗で、市内の店舗に限り商品券を利用可能とすることができるもの。ただし、次の店舗を除きます。

- ・上記「3. デジタル商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品を主として取り扱う店舗
- ・姫路市の入札参加停止の措置又は入札参加除外の措置を受けている者が経営する店舗
- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう）が経営している店舗、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している店舗、その他、店舗関係者が暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している店舗
- ・必要となる官公庁の適切な許認可（食品衛生法、旅館業法、住宅宿泊事業法などで規定される許認可）を得ず営業している店舗
- ・その他、商品券の参加店舗として発行者が適当と認めないもの

5. 参加店舗の遵守事項

- (1) 参加店舗であることが明確となるよう、販売ツール（ポスターやステッカー等）を利用者がわかりやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が使用するデジタル商品券について、決済を行って問題ないかの確認をしてください。なお、アプリケーションの

仕様が異なるなど、偽造されたデジタル商品券と判別できる場合は、商品券による支払いを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。あわせて、その旨をコールセンターに報告してください。

- (3) 決済ごとに適切に処理されたことを各店舗毎に用意される店舗用管理サイトで確認してください。
- (4) 商品返品の際に現金による返金はできません。また、誤決済が発生した場合は、取消処理を行ってください。取消処理の際に返金額が利用者のアプリケーション内の残高に反映したことを確認してください。
- (5) 使用期間中における物品の販売またはサービスの提供等の取引に使用されたデジタル商品券のみ精算します。
- (6) 店舗で独自にデジタル商品券の利用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- (7) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、デジタル商品券使用上限額などを定める場合はあらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- (8) 姫路しらさぎ商品券発行事務局の運営にご協力ください。

6. デジタル商品券システムの注意事項

万一、システムを停止する場合は事前に連絡します。

ただし、以下の事象が生じた場合、通知又は公表が緊急停止後となる場合がありますので予めご了承ください。

- (1) 天災地変、地震、停電その他の災害等により、本件システムの提供ができない場合。
- (2) 発行者が運営するアプリ等の機能その他本件システムに不具合が生じた場合
- (3) 本件システムの保守又は点検に必要な場合
- (4) 不正な取引が発生した疑いがあり、発行者が本件システムを停止すべきと判断した場合
- (5) 本件システムを利用した取引に関する情報の漏えいが発生し、発行者が本件システムを停止すべきと判断した場合。
- (6) その他発行者がやむを得ない事由により本件システムを停止すべきと判断した場合

7. 誓約事項

- (1) 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- (2) 商品券を使用できない商品（例：たばこ）に対して、商品券での支払いを受け付けません。
- (3) 店舗独自で商品券が使用できない商品、現金やクレジットカード等との併用やサービス券・ポイント類の扱い、やむを得ず商品券の利用を一定期間停止するなどの場合は、事前に周知します。
- (4) 偽造・悪用・濫用など不正な方法で取得されたデジタル商品券は受け付けしません。
- (5) お支払金額は利用者と店舗の相互確認とし、欠損等が生じた場合は全て自己責任とします。
- (6) 商品券の利用期間中は参加店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情が無い限り、途中辞退は致しません。
- (7) 商品券の取扱、参加店舗の責務のほか参加店舗規約に記載されている内容に同意し、遵守します。
- (8) 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- (9) 商品券の取扱に関して事務局からの改善要請等があった場合には、それに従います。
- (10) 店舗名・所在地・電話番号・営業日・営業時間・URL・業種の公表（専用ホームページ、商品券アプリに利用可能店舗として掲載）について同意します。
- (11) 登録する店舗は、「3. デジタル商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引や商品を主として取り扱う店舗ではありません。

8. 参加店舗の申込みについて

(1) 申込方法

参加登録を希望される店舗は、「募集要項」及び「誓約事項」に同意の上、下記のいずれかの方法でお申込みください。

① インターネットでのお申込み

専用ホームページにある参加店舗申込みフォームに必要事項を入力してください。

URL : <https://prm-shohinkenr7.com/>

② FAX でのお申込み

「令和 7 年度 姫路しらさぎ商品券 参加店舗登録申請書 兼 誓約書」に必要事項を記入し、

下記 FAX 番号までお送りください。

FAX: 0 7 9 - 2 4 0 - 6 9 1 8

※なお、大型店・量販店・チェーン店・系列店など市内に複数の店舗を持つ事業者につきましては、原則、各店舗ではなく、事業者単位で申込みいただきます（市内すべての店舗で利用可能としていただきます）。また集合型商業施設等にテナントとして入られている店舗は、振込先を集合型商業施設の口座とし、まとめて申込みされる場合があります。重複申込とならないよう、事前に確認をお願いします。この場合、各店舗の名称（例：〇〇〇デンキ姫路店）、所在地（郵便番号を含む）、電話番号、FAX 番号、業種、担当者氏名がわかる一覧（様式は専用ホームページからダウンロード）を提出ください。（申込みにあたり、すべての店舗が「募集要項」及び「誓約事項」に同意しているものとみなします。）

(2) 申込期間（参加店舗募集期間）

令和 7 年 8 月 1 8 日（月）から令和 8 年 1 月 9 日（金）まで

※承認された店舗情報は、商品券アプリと専用ホームページに掲載します。利用者が商品券を使えるお店の情報を希望されていますので、できる限り商品券購入申込受付期間までに登録をお願いします。

(3) 参加登録の認定・取り消し等

- ・お申込みいただいた店舗（事業者）は、事務局の審査を経て、参加店舗と認定します。
- ・審査結果につきましては、事務局から電子メール又は FAX 等により通知します。
- ・申込み内容に虚偽・不備等があった場合は、認定を取り消すことがあります。また、「募集要綱」及び「誓約事項」に違反する行為が認められた場合には、換金の拒否や参加店舗の認定取消、損害賠償請求を行うことがあります。

(4) その他

参加店舗として承認を受けた事業者に対しては、商品券利用開始日までに事務局から参加店舗向けのマニュアル、店頭告知用ポスター類、QR コード台紙（レジ付近に設置していただくもの）を送付します。

9. 換金について

物品の販売又はサービスの提供などの取引においてデジタル商品券により決済を行った参加店舗には、換金スケジュール（計 7 回）にもとづき、登録申請時に指定した入金先口座へ振込が行われます。

※参加店舗募集案内に記載した各締日から 1 週間程度で指定口座に振り込みます。

10. その他

- 「募集要項」に記載されていない事項などに関しては、協議を行います。
- 参加店舗情報（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）は、「商品券の使えるお店」として、利用者向けの商品券アプリや専用ホームページにより広報します。
- 「姫路しらさぎ商品券」のデザインを広告等において使用する場合は、事前に事務局の承認が必要となります。承認後、専用ホームページに格納している画像をご使用いただけます。（「しろひめまる」は加工不可）
- ご登録いただいた個人（店舗）情報は、姫路しらさぎ商品券発行事務局が、本事業の運営に関する諸手続および各種案内のために利用させていただきます。また、次回以降の本事業で参加店舗登録手続きの簡略化のために利用させていただく場合があります。
- 令和8年2月末日をもって事務局は閉鎖し、換金データ類は削除します。令和8年3月以降の換金照会には一切応じられません。

附 則

この規約は、令和7年8月18日（月）より施行します。

【問い合わせ先】

姫路しらさぎ商品券発行事務局コールセンター

（1）開設期間 令和7年8月18日（月）～令和8年2月16日（月）

（2）開設時間 9：00～17：00（平日のみ）

ただし、令和7年9月18日（木）～11月15日（土）は9：00～19：00（土日祝・年末年始も受付）

令和7年11月16日（日）～令和8年1月4日（日）は9：00～17：00（土日祝・年末年始も受付）

（3）電話番号 079-240-6917